

平成23年8月10日

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地 TEL:0185-76-4611

遊休農地 再生活動

今年も一丸！ 農業委員

「荒れた農地」に挑む



▲雑木処理を終えてひと息、みなホッとした表情



▲看板には「遊休農地を解消しよう」の文字が…

■委員総出で16アールを再生

遊休農地解消活動の一環として、農業委員会では今年も委員総出で遊休農地の再生作業に取り組みました。

今年対象に選んだ農地は、埴字神祇林の開パ地区にある畑およそ16アール。6月半ばの刈り払いから始めて7月中に耕起などを行い、8月初めにソバの播種を終わってようやくひと区切り。昨年実施した地区より荒廃がひどかったものの、一致団結して作業を終えることができました。

木藤会長は「難儀したが、これでどんな所でもやれるという自信がついたのではないかと話していました。

■町の助成制度をご活用ください

委員の活動は、もちろんモデル的、広報的なものですが、遊休農地を抱えてお困りの方のために、町単独の助成制度があります。荒廃の程度にもよりますが、再生作業にかかる経費のかなりの部分が助成されます。

「自分もやれるのではないかとお考えの方、着手する前に、まず農業委員会にご相談ください。

◆ 裏面には「農地転用は許可が必要です」を掲載しています ◆

農地転用は許可が必要です

まずご相談
ください

申請書の作成
添付書類等の
準備・提出

現地調査

農業委員会
総会

県農業会議
への諮問

県農業会議
からの答申

転用許可



正しく転用手続を行った例（工所用資材置場）

1 農地転用とは

農地転用とは農地を農地でなくすことです。例えば農地に住宅や作業場を建てたり、資材置場や駐車場にしたり、植林したりといった、農業以外の用途に使うことをいいます。

仮設事務所や砂利採取、工所用仮設道路など一時的に転用する行為も農地転用に含まれます。

2 なぜ許可が必要か

農地は食糧の大切な生産基盤です。国土の狭いわが国は、優良な農地を大切に守っていかなくてはなりません。このため農地転用には、農地法によって一定の規制がかけられているのです。

3 対象となる農地は

すべての農地（田、畑、樹園地）が転用許可を要する対象となります。登記地目が農地であれば、耕作されていなくても農地性（農地として活用できる状態）があれば農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、作付け、肥培管理されていれば農地と見なされます。

転用手続

- ・ 自分の所有農地を自分で転用する場合 ▶ **農地法第4条申請**
- ・ 農地を買ったり借りたりして転用する場合 ▶ **農地法第5条申請**

* 無断転用には厳しい罰則があります。転用についての手続や疑問は、まず**農業委員会**へご相談ください。

お問い合わせ先

八峰町農業委員会

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地

TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203

<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！